

J R 東海労働組合関西地「申」第 21 号
2 0 1 7 年 3 月 6 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「休日指定予定日の公表と休日出勤」に関する申し入れ

今年1月、主に車両所の各職場に「休日指定予定日公表の廃止について」なる掲示物が出された。その内容は、1. 休日予定日公表の廃止について 2. 休日勤務の申込みについての二点が記されていた。

組合はこの間繰り返し主張している通り、休日指定予定日の公表は、2000年10月の協約改定時に会社が提案し組合との交渉後に、2001年4月から現在まで約16年間に渡って運用されてきた「労使慣行」であり「既得権」である。このようなルールを、会社の都合で一方的に廃止することは違法行為である。

この度の会社の行為によって職場では「年休が申し込めない」「これは休日勤務の奨励・強要である」と多くの社員が混乱している。

よって、以下の対処をせず、職場の混乱を放置するようであれば、その責任の所在を明確にするために、あらゆる方策をもって対処することを明らかにする。

記

1. 「休日指定予定日公表の廃止」を撤回し、今まで通り前月10日を目途に休日予定日を公表すること。
2. 「休日勤務」に際しては、奨励・強要を行わないこと。

以 上